



平成29年2月28日(火)
国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

記者発表資料

首都直下地震時の道路啓開に協力していただける企業を募集します。

国土交通省横浜国道事務所は、「関東地方整備局業務継続計画」及び「首都直下地震道路啓開計画」において南方向の責任啓開事務所となっています。

首都直下地震が発生した際の事務所が行う都心方向への道路啓開体制は、現在、協定を9社と締結していますが、さらなる体制の強化を図るため道路啓開に協力していただける企業の募集を行い、技術力のある企業と協定を結び首都直下地震に備えます。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力で「地域貢献度（災害協定等の有無）」の項目で加算評価されます。

【受付期間】平成29年2月28日(火) から平成29年3月17日(金)まで

関係資料を上記受付期間に、横浜国道事務所ホームページに掲載します。
横浜国道ホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/index.html>

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ 神奈川県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜ラジオ・テレビ記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 横浜国道事務所
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2

TEL: 045-311-2981 (代表)

副 所 長 菱川 龍 (ひしかわ りゅう) 内線205

防災情報課長 長沼 淳一 (ながぬま じゅんいち) 内線281

協定名称

「首都直下地震における東京都内道路啓開（南方向）に関する協定」

協定の目的

首都直下地震道路啓開計画(八方向作戦)の南方向における南方向の直轄国道の道路啓開や応急復旧等の業務を実施するにあたり、その内容と実施方法、並びにこれに必要な建設機械、資材、技術者、作業員等の確保と動員の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

協定区間

- ①東京国道事務所が管理する国道1,15号
- ②その他必要に応じて他の道路に迂回する場合又は、他の道路管理者からの要請により道路啓開を行う場合の道路区間

協定期間

協定締結日から平成30年7月31日まで

応募資格（概要）

（詳細は公募手続き資料参照）

- 関東地方整備局における平成27・28年度一般競争(指名競争)入札参加資格の定期受付において公募公示文記載工事のいずれかに申請を行い受理されている者であること。
- 神奈川県内または東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- 平成13年4月1日以降に神奈川県内で元請けとして完了した公募公示文記載の工事施工実績を有する。等

スケジュール

- ◇公募期間：平成29年2月28日(火)から平成29年3月17日(火)まで
- ◇協定締結者の通知：平成29年4月上旬頃を予定

公募手続き資料

平成29年2月28日(火)の9時15分から、下記横浜国道事務所ホームページアドレスからダウンロードができます。

www.ktr.mlit.go.jp/yokohama/index.html